

令和 年 月 日

貝塚市水道事業 貝塚市長 様

念 書

申請者
住 所

氏 名

今般、水道の給水を受けるにあたり、受水槽及び高架水槽設置による２次側装置の維持管理は、水道施工法令及び市給水条例にもとづき、責任をもって行うは勿論、次の事をお約束いたします。

記

1. 給水装置の責任分解点は、第一止水栓までのため、以後２次側での漏水等については、一切異議は申しません。
2. 受水槽及び高架水槽は年一回以上、清掃点検を行います。
3. ボールタップ、警報機、揚水ポンプ、受水槽の漏水等、事故防止のため随時装置の点検を行います。
4. 水槽設置場所に対し、汚染防止に不適當な物がないか注意いたします。
5. 市配水管の破裂事故等の発生により断水すれば、水槽内の水質保全の為修理完了時まで、１次側で止水することを協力いたします。

以 上